様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

学校名	西尾市立看護専門学校
設置者名	西尾市

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	50 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
（備考）					

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://nishio-kango.jp/

３．要件を満たすことが困難である学科

学科名　無
（困難である理由）

様式第２号の２－②【⑵-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第２号の２－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	西尾市立看護専門学校
設置者名	西尾市

１．大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	西尾市立看護専門学校評価委員会
役割	教育の質の向上及び学校の設置目的を達成するため、以下を行う。 ・本校教職員が「学校経営、教育課程」等の事項に関して自ら行う学校運営評価の企画立案、実施、分析、及び進行管理に関すること。 ・学校運営評価の最終評価に関すること。 ・学校運営評価の報告書の作成及び公表に関すること。 また、本校教職員が自ら行う学校運営評価の結果に対し、外部人材である学校関係者評価員による評価を実施し、その評価結果を本校の「学校経営、教育課程」等に関する改善方策として活用する。

２．外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
西尾市議会議員	2023.6.22～	西尾市立看護専門学校 学校関係者評価員（市民代表）
西尾市議会議員	2023.6.22～	西尾市立看護専門学校 学校関係者評価員（市民代表）
（備考）		

様式第２号の３【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	西尾市立看護専門学校
設置者名	西尾市

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。
（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要） １．毎年 12 月に授業科目担当教員にシラバスの作成を依頼している。シラバスは様式に従い、以下の内容を明記している。 ・学習目標ー何を身につけるために学ぶのか ・学習内容ー何を学ぶのか ・教材ー何を通して学ぶのか ・学習進度ー年次のみ（月日は学生が記入する） ＊学習進度は、別途進度表で提示している。 ・学習評価ー何を用いてどのように評価するのか ・教科書・参考書ー使用する書籍 ２．授業時の学生の反応と学生による授業評価結果、教員側の自己評価をふまえて、次年度の授業計画を見直している。 ３．関連のある授業科目は、教員間で情報交換を行い授業計画に反映している。 ４．新入生には、入学オリエンテーションで教育課程に関するシラバスを配布している。在学生は、春季休暇前に変更のあるシラバスを再配布している。 ５．シラバスは、新入生オリエンテーション後にホームページで公開している
授業計画書の公表方法　https://nishio-kango.jp/
２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）

教育課程及び単位数については、学則第 9 条、第 10 条及び単位修得、成績評価及び卒業規程に定めている。

１．授業科目の成績の評価は、その授業科目について実施する試験又は実習の成果により行う。(学則第 10 条の 2)

２．授業科目の単位修得は、その授業科目の担当教員または担当講師が学科試験、実習成績の評価及び出席状況（授業時間数の 3 分の 2 以上の出席）等により行う。

＊シラバスで提示した評価方法で評価する。評価方法の詳細は、開講時、授業科目担当教員が説明する。

３．授業科目の評価は、優（80 点以上)、良（70 点以上 80 点未満)、可（60 点以上 70 点未満)、および不可（60 点未満）を以て表現し、可以上の者に単位を与える。

４．既修得単位の認定（学則第 10 条）は、本人からの申請により個々の既修の学習内容を評価し、学校における教育内容に相当するものと学校長が認めた場合には、総修得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、学校において修得したものとして認定する。

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）

1 年間の履修科目の成績評価を 100 点満点で点数化し、全科目の合計点数の平均を算出（100 点満点で点数化）する。この点数により全科目成績順位を決定し、全体の成績表を作成している。

指標の数値は、～59 点、60 点～69 点、70 点～79 点、80 点～89 点、90～99 点、100 点とする。

客観的な指標の算出方法の公表方法	https://nishio-kango.jp/

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要） 卒業の認定は、学則第 11 条から第 13 条までに定めている。 １）卒業における必要な取得単位は、学則第９条に定めたすべての授業科目 103 単位が「可」以上の成績で合格し認定される。 ２）卒業にあたっては、出席すべき日数の 3 分の 2 以上の出席があった者とする。出席すべき日数とは、所定の単位取得に必要な日数と行事、研修等を含めた教科外活動を含めた日数とする。 卒業前の運営委員会において卒業の認定の承認を得る。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	https://nishio-kango.jp/

様式第２号の４－②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校)】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

学校名	西尾市立看護専門学校
設置者名	西尾市

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士
看護師養成所	医療専門課程	看護学科	○	

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	103単位 単位時間／単位	73単位 単位時間/単位	7単位 単位時間/単位	23単位 単位時間/単位	単位時間/単位	単位時間/単位
			単位時間／単位				

生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
120人	111人	0人	14人	99人	113人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 教育課程で以下の内容を提示している。 ・教育理念・目的、教育目標、卒業生像、教育課程の考え方、成績評価、卒業要件 ・シラバスに学習目標、学習内容、教材、学習年度、学習評価、教科書・参考書 ・各学年の年間進度表
成績評価の基準・方法

（概要）
教育課程及び単位数については、学則第 9 条、第 10 条及び単位修得、成績評価及び卒業規程に定めている。
１．授業科目の成績の評価は、その授業科目について実施する試験又は実習の成果により行う。（学則第 10 条の 2）
２．授業科目の単位修得は、その授業科目の担当教員または担当講師が学科試験、実習成績の評価及び出席状況（授業時間数の 3 分の 2 以上の出席）等により行う。
＊シラバスで提示した評価方法で評価する。評価方法の詳細は、開講時、授業科目担当教員が説明する。
３．授業科目の評価は、優（80 点以上）、良（70 点以上 80 点未満）、可（60 点以上 70 点未満）、および不可（60 点未満）を以て表現し、可以上の者に単位を与える。
４．既修得単位の認定（学則第 10 条）は、本人からの申請により個々の既修の学習内容を評価し、学校における教育内容に相当するものと学校長が認めた場合には、総修得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で、学校において修得したものとして認定する。

卒業・進級の認定基準

（概要）
１．卒業の認定は、学則第 11 条から第 13 条までに定めている。
１）卒業における必要な取得単位は、学則第 9 条に定めたすべての授業科目 103 単位が「可」以上の成績で合格し認定される。
２）卒業にあたっては、出席すべき日数の 3 分の 2 以上の出席があった者とする。出席すべき日数とは、所定の単位取得に必要な日数と行事、研修等を含めた教科外活動を含めた日数とする。
卒業前の運営委員会において卒業の認定の承認を得る。
２．進級の認定は、単位修得、成績評価及び卒業規程第 8 条、第 9 条で定めている。
１）一部単位未認定科目があっても、原則として原級留置はなく、次学年に在籍して、未認定科目を優先して履修し、当該学年実施科目も履修することができる。
２）専門分野Ⅱの臨地実習開始までに、未認定科目がある場合は、原則として臨地実習の履修を許可しない。

学修支援等

（概要）
単位修得に向けた支援として、学習面の個別指導を学生担当教員が実施している。また、教員は進学・就職などの進路に関して、学生の相談に応じるとともに情報を提供している。経済的側面からは修学金制度の説明等を、精神的側面からは教員のみならずカウンセラーや特別相談員と連携をとりながら支援している。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数（自営業を含む。）	その他
44 人 （100%）	0 人 （　　%）	38 人 （　　86.4%）	6 人 （　　13.6%）

（主な就職、業界等） 医療機関
（就職指導内容） 就職に関して相談に応じるとともに情報を提供し、手続きに必要な書類作成等を指導している。
（主な学修成果（資格・検定等）） 看護師国家試験受験資格、保健師・助産師学校受験資格、国家公務員一般試験（大卒程度試験）受験資格、専門士（医療専門課程）の称号
（備考）（任意記載事項）

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
122 人	3 人	2.5%
（中途退学の主な理由） 進路変更、体調不良		
（中退防止・中退者支援のための取組） 学習支援、経済的・精神的側面の支援など個別の状況にあわせて、教員が必要な支援をしている。また、カウンセラーや特別相談員と連携をとり支援を行っている。進路に迷っている学生には、保護者の協力のもと、学生が自分の意思で進路を決定できるように支援している。		

②学校単位の情報

a）「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料（年間）	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	80,000 円	180,000 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b）学校評価

自己評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://nishio-kango.jp/		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
実施方法 本校教職員が「学校経営、教育課程」等の事項に関して自ら行う学校運営評価の結果に対し、外部人材である学校関係者評価員による評価を実施し、その評価結果を本校の「学校経営、教育課程」等に関する改善方策として活用する。 体制 市民代表者（西尾市議会議員）2 名、医療関係者（西尾市民病院看護部長）1 名、教育関係者（西尾市教育委員会学校保健アドバイザー）1 名		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
西尾市議会議員	2023.6.22～	市民代表者
西尾市議会議員	2023.6.22～	市民代表者
西尾市民病院看護部長	2022.6.22～	医療関係者
西尾市教育委員会 学校保健アドバイザー	2023.4.1～	教育関係者
学校関係者評価結果の公表方法		

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://nishio-kango.jp/
第三者による学校評価（任意記載事項）

c ）当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://nishio-kango.jp/

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H123210000144
学校名（○○大学 等）	西尾市立看護専門学校
設置者名（学校法人○○学園 等）	西尾市

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		11人	12人	11人
内訳	第Ⅰ区分	－	－	
	第Ⅱ区分	－	－	
	第Ⅲ区分	－	－	
	第Ⅳ区分	－	－	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				11人
（備考）				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第１号、第２号、第３号、第４号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が標準単位数の５割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の５割以下）	0人	人	人
出席率が５割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当	0人	人	人
計	0人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
３月以上の停学	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の６割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の６割以下）	0人	人	人
ＧＰＡ等が下位４分の１	0人	人	人
出席率が８割以下その他学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。